

様式第2（第5条関係）

会議録

1 附属機関の名称

犬山市通学路安全対策連絡協議会

2 開催日時

令和8年1月19日（月） 午後2時から午後2時45分まで

3 開催場所

市役所4階 401会議室

4 出席した者の氏名

- (1) 委員 林昭夫、高木潔、高木順二、間部克敏、古野敬介、佐々木信祐、高矢勝臣、稻山達也、山田貴大（吉田真樹委員代理）、藤原英智、小木曾裕二（吉野勲委員代理）、高橋秀成、吉田昌義
- (2) アドバイザー 磯部友彦
- (3) 事務局 滝教育長、西村学校教育課長、大森主査補

5 協議事項

- (1) 令和7年度通学路安全施設 新設・改修要望箇所一覧表について（ハード事業）
- (2) 対策予定箇所一覧
- (3) 令和7年度通学路安全対策実績について（ソフト事業）

6 傍聴人の数

0人

7 内容

事務局：

本日はお忙しい中、令和7年度第2回犬山市通学路安全対策連絡協議会のためお集まりいただき、ありがとうございます。

本日の司会進行をつとめさせていただきます、犬山市教育委員会学校教育課長の西村と申します。よろしくお願ひいたします。

この協議会は、犬山市教育委員会の附属機関として設置し、市内の通学路における児童・生徒の交通安全及び防犯・防災上の安全を確保するために、必要な事項を協議、調査することを目的としています。

この会議は、犬山市通学路安全対策連絡協議会規則に基づき運営してまいります。

また、附属機関の会議は公開とし、傍聴が可能となります。

また、会議録には、附属機関の長が指定した者2人以上の署名をし、市ホームページへ掲載しますので、ご承知おきください。

ここで、会長の林様よりごあいさつをいただきたいと存じます。

林会長：

～あいさつ～

事務局：

ありがとうございました。続きまして、委員の欠席をご報告します。本日、公務等の理由により愛知県一宮建設事務所道路整備課長吉田様、犬山市市民部防災交通課長吉野様が欠席です。

代理として愛知県一宮建設事務所から山田様、防災交通課から小木曾様が参加されています。
それでは、協議事項に入る前に、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

(配布資料)

- ・犬山市通学路安全対策連絡協議会次第
- ・犬山市通学路安全対策連絡協議会委員名簿
- ・犬山市通学路安全対策連絡協議会規則
- ・資料 1－1 令和 7 年度通学路改善要望スケジュール
- ・資料 1－2 令和 7 年度通学路安全施設 新設・改修要望箇所一覧表
- ・資料 2 対策予定箇所一覧
- ・資料 3 令和 7 年度通学路安全対策（ソフト事業）実施状況

でございます。資料の不足や乱丁がございましたら、事務局により交換をさせていただきますので、お申し出下さい。

それでは、議事進行については、会長の林様にお願いいたします。

林会長：

私が議長として議事進行をさせていただきますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。先ほど事務局より説明のあった会議録の署名については、私と高木潔委員でお願いします。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

協議事項（1）「令和 7 年度通学路安全施設 新設・改修要望箇所一覧表について（ハード事業）」を事務局より説明をお願いします。

事務局：

資料 1－1、1－2 について説明

林会長：

ありがとうございます。協議事項（1）についてご質問ご意見はありませんか。

なければ、犬山警察署交通課の佐々木委員より実施状況の説明をお願いします。

佐々木委員：

資料 1－2 にもありましたが、一灯式点滅信号機については、警察本部の方針により今後設置することはないご理解いただきたいと思います。その理由については、なかなか信号機自体の意味を理解していただけてないということと、コストがかかるという点です。現在、信号

機は撤去して一時停止の標識に変えるなど対応している状況です。

林会長：

ありがとうございます。続いて、防災交通課の小木曾様からもお願ひします。

小木曾様：

防災交通課に係る案件として13件の要望をいたしました。内容としては主に看板とミラーの設置でしたが、まず看板に関しては8件の要望がありました。その中で完了済みが5件、取付予定が2件、見送りが1件となっております。

また、ミラーに関しては5件の要望をいたしておりますけれども、ミラーは車同士の事故を防ぐことが目的なので、児童生徒の安全を守るという部分では必要かもしれません、要望内容がミラーの設置目的とは違うため、見送らせていただいている。

看板やミラーの設置は通学路に限らず市内の危険な場所に対し、条件や要望内容を現地で確認しながら優先順位をつけて設置をしているため、ご理解いただければと思っております。

林会長：

ありがとうございます。続いて、協議事項（2）対策予定箇所一覧を事務局より説明をお願いします。

事務局：

資料2について説明。

林会長：

協議事項（2）についてご質問ご意見はありませんか。

特になければ、土木管理課の吉田委員より実施状況の説明をお願いします。

吉田委員：

土木管理課から今年度の安全対策工事の実施状況について報告します。今年度1,340万円の予算を確保し、ガードパイプ、カラー舗装、路面注意喚起等の工事を行っております。令和7年度は5箇所の改修工事を行いました。まず資料2の15番、市道今井55号線です。今井小学校区ですが、路面に「スピード落とせ」「飛び出し注意」との注意喚起とカラー舗装を行いました。次に28番、市道犬山今井上線も今井小学校区ですが、カラー舗装と道路の注意喚起を行っています。25番、善師野117号線は城東小学校区で四季の丘ともえぎヶ丘の住民の通学路ですが、歩道にガードパイプを設置しました。続いて32番、市道富岡荒井線は東部中学校の通学路です。横断歩道が危険との声があるため、横断歩道の注意喚起とカラー舗装を行っています。続きまして24番、市道楽田東141号線です。楽田小学校のすぐ東側の交差点ですが、交差点のカラー舗装を実施しました。令和7年度の実施箇所5ヶ所はすべて工事が完了しております。

また、令和8年度の実施予定箇所の計画をお話します。現在、予算要求の段階ですが、1,170万円の予算を計上しています。実施予定箇所は27番の市道塔野地71号線、29番の

市道楽田東45号線、30番の市道楽田西51号線、34番の市道羽黒東314号線です。33番の市道羽黒東244号線も入っていますが、予算の平準化のため、令和9年度に見送る可能性がありますので報告します。

工事施工箇所については、例えば令和7年度の通学路の工事でガードパイプを地中に埋める工事がありましたが、地質が岩盤でなかなか入れることができず、設計変更をして行うものもありました。そのように現場の規制状況によって施工が困難な場合や、物価高騰で設計が難しい場合もありますが、できる対策を行っていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

また、安全対策の工事については国庫補助金を活用していましたが、なかなか補助金の取得が難しい状態になっており、今年度は一般財源100%で施工しています。その中で今後は新設要望よりも、施行済みの箇所の効果を検証したり、今あるものを維持管理したりするように移行していく時期に来ているのかなという感想を持っています。

山田様：

県道についても担当から説明させていただきます。資料2の上段2番、県道多治見犬山線の犬山市池野は池野小学校の東側ですが、歩道の設置要望をいただいております。今回歩道の設置に関して設計を行い、周辺の用地買収を行っています。ただ、池野小の東側にある二股の交差点については、周辺用地の買収が完了したため、令和8年度より二股の交差点をT字に変える工事を進めていく予定です。続きまして3番目、県道一宮犬山線です。こちらは防護柵設置の要望で、今年度の予算で施工済みです。同様に4番、県道春日井各務原線についても防護柵設置を完了しています。

林会長：

ありがとうございます。続きまして、協議事項（3）「令和7年度通学路安全対策実績について（ソフト事業）」を事務局より説明をお願いします。

事務局：

資料3について説明

林会長：

協議事項（3）についてご質問ご意見はありませんか。ないようであれば、犬山警察の古野委員から取り組みについてご説明していただけますでしょうか。

古野委員：

先ほどお話をいただいたように、防犯教室については各個別に小中学校を訪問して、正当防衛に関して教室を開催しています。あと、警察でもよく取り組んでいるのは、通学路で不審者がいたという情報がありましたら、行為者を特定し、大きな犯罪にならないように未然に防止していく活動を行っています。警察の要望としては、子どもから不審者の情報を認知されたら、いち早く警察署に通報していただき、行為者を特定していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

林会長：

犬山西小学校長の高木潔委員からもご報告いただけますか。

高木潔委員：

資料28番の犬山西小学校の小学生に対する安全教育が本校で5月9日に行われました、安全教室の実施状況を少しだけお話させていただきます。3年生と6年生を中心に体育館で実施しました。また、講師として江南自動車学校の方2人に来ていただきました。内容は、自転車シミュレーターというものを学校に持ち込んでいただいて、それを児童が体験するということ、全員がヘルメットを当日持ってきておりましたので、ヘルメットの正しいつけ方、それからDVDを参加者で視聴するといったことで、交通安全教室を実施しました。

林会長：

交通安全協会の高谷委員もお願いします。

高谷委員：

犬山安全協会としては例年通りの活動ではありますが、通学路の見守り活動をしています。犬山警察と一緒に通学路で白バイを停めて、帰宅している児童に交通事故防止の呼びかけを行っています。昨年に関しては、羽黒小学校と城東小学校の2校で行いました。

また、交差点を安全に歩行するための黄色い横断旗を提供しています。一昨年は池野小、今井小、城東小、犬山南小、羽黒小の5校に横断旗を設置しました。昨年は古くなった物や壊れた物だけを取り換えました。あと、町内会の会長と相談して危険な場所にのぼり旗や看板等を掲示しています。

また、交通事故防止品の配布として、小学校新入学生に反射板を800枚配布しています。

林会長：

犬山扶桑防犯協会の稻山様もお願いします。

稻山委員：

当協会は犬山警察の生活安全課と協力しながら、どちらかというと後方支援的な内容でソフト対策を行っています。子どもたちの安全対策に関する内容としては、4月に新入学生が入ってくる時期に合わせて挨拶運動を実施しています。

また、啓発グッズとして連れ去り防止の冊子、協会のマスコットキャラクターのキーホルダー、パトカーのついた巾着袋等を配布しています。

同じく4月ですけれども、上野新町で地区のボランティアや警察と連携して町の防犯診断として、通学路で死角となるような場所がないか、そういったところのチェック等を行っています。あとは、8月と12月に「コノハキッズ」のサマースクールとウィンタースクールに小学生を招いて、生活安全課と一緒に体験型の防犯教室や、地域の安全マップの作成等を行っています。

3月には、来年度入学する新入学生への連れ去り防止教室の実施や、児童への寄贈品を準備する予定です。

林会長：

ここまで説明や全体を通して、ご質問ご意見はございませんか。

それでは議事全体について、アドバイザーの磯部教授からご意見をいただきます。

磯部アドバイザー：

資料の順にお話したいと思います。まず資料1－2ですが、3点あります。

1つ目は通学路として私有地への立ち入りがどこまで許されるのか気になっています。子どもが通るには狭く、どうしても私有地を入らなければいけない場合もあると思いますが、所有者にちゃんと理解していただいているかなと思いました。

2番目が、信号のない横断歩道の渡り方です。資料3でも教育をしっかりと行っている様子が見受けられましたが、様々な工夫をする必要があると思っています。他の地域の事例でもよく出てきますが、歩行者が渡る意思表示をしなければいけませんが、渡る際のサインの出し方は子どもたちに自分で考えろと言っても無理なので、大人で考えて犬山市の統一ルールを考えてもいいのかなと思います。

逆に信号のある北笠屋の交差点が毎回要望に挙がってきます。歩行者には狭く、2段階で渡らないといけないという意見ですが、1度に渡れる人数を制限して順番に渡って欲しいです。青信号だからとワーッと走って渡るようなことはやめてほしいなと思います。そうすると中間地点の溜まり場から溢れることはなくなると思いますが、子どもたちにどこまでわかつてもらえるかは、ソフト対策として1つルールを作るとスムーズにいくのかなと感じました。

資料の2ですが、県道も新たに追加していただきありがとうございます。市道ですが、カラー舗装がだいぶ増えたと感じますが、ヒアリングでもいつも議論になりますが、増えすぎると効果がなくなってしまいますので、市内のカラー舗装の状況を地図に落として把握してみたいと思います。

資料3もいろいろ対策されていると感じましたが、先ほどの自転車のシミュレーターについては、自転車だけでなく運転者の目線でのシミュレーションをやると、歩行者が守られているという勘違いをしている人は結構多いので、ドライバーからは歩行者がどれだけ見えにくいかわかると思います。

最後に今年は交通ルールで大きく2つ話題があります。1つが4月から始まる自転車の青切符の話です。対象は16歳以上となっておりますが、自転車に対するルールは年齢関係なく同じです。小学生向けのルールとか大人向けのルールではないので、ルールの徹底は若いうちから守っていただくと、自分たちを守ることに繋がると思います。

もう1つのルールが、生活道路の法定速度が30キロになります。どうしてこうなったかというと、まさに通学路の問題です。全国の通学路で困っている点があるという声があり、そのようなルールがつくられたので、どれだけ効果があるか期待しております。

様々な人と話すと、30キロでも結構早いと感じていることがあるので、道路によって適正なスピードがありますし、ドライバーには徐行義務があるので、速度制限まではスピードを出していいということと、徐行義務の両方を把握して動いてほしいと思います。逆にPTAにもそれを理解していただきたいと思います。

林会長：

それでは、全ての議事が終了しましたので、これで議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局：

林会長、ありがとうございました。

それでは、最後に犬山市教育委員会 滝教育長よりごあいさつを申し上げます。

教育長：

～あいさつ～

事務局：

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご協議をいただきありがとうございました。

これをもちまして、令和7年度第2回犬山市通学路安全対策連絡協議会を閉会させていただきます。それでは、気を付けてお帰りください。本日は誠にありがとうございました。

令和8年 月 日

上記に相違ないことを確認する。

(署名) _____

(署名) _____